

## 桂川町結婚新生活支援補助金交付要綱

令和2年4月1日

要綱第9号

### (趣旨)

第1条 この要綱は、婚姻に伴う経済的負担を軽減することにより、結婚しやすい環境づくりを推進し、本町における少子化対策の強化に資することを目的として、新たに婚姻した世帯に対して、住居費及び引っ越し費用の一部を支援するため、予算の範囲内において桂川町結婚新生活支援補助金を交付することに関し、桂川町補助金等の交付に関する規則（昭和63年桂川町規則第2号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 新婚世帯 令和3年3月6日から令和4年2月28日までの間（以下「対象期間」という。）に婚姻届を提出し、受理された夫婦をいう。
- (2) 所得期間 補助金の交付を申請する日（以下「申請日」という。）の属する年の前年（ただし、申請日が1月1日から3月31日までの場合にあつては、前々年）の1月1日から同年12月31日までの間をいう。
- (3) 住居費 婚姻を機に新たに生活を始めるため、対象期間に町内で夫婦のいずれかが契約した物件の購入又は、賃借する際に要した費用で、賃料、敷金、礼金（保証金などこれに類する費用を含む。）、共益費、仲介手数料の費用を合計した額をいう。  
ただし、勤務先から住宅手当が支給されている場合における当該住宅手当分に相当する額及び夫婦の2親等以内の親族及び姻族が所有する物件の購入、賃借する際に要した費用については除く。
- (4) 引っ越し費用 対象期間に婚姻を機に町内へ引っ越しをする際に要した費用のうち、引っ越し業者又は運送業者等への支払いに係る実費をいう。

### (補助対象世帯)

第3条 補助金の交付を受けることができる新婚世帯は、次の各号のいずれにも該当する世帯とする。

- (1) 夫婦がともに本町の住民基本台帳に記録され、申請日に夫婦の双方又は一方の住民票の住所が入居する住居の住所となっており、かつ申請日から2年以上継続して居住する意思があること。
- (2) 夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下であること。
- (3) 所得期間の夫婦の所得を合計した額が400万円未満であること。ただし、次に掲

げる場合は、それぞれに記載する計算方法により算出した額とする。

ア 夫婦の双方又は一方が離職し、申請日において無職の場合、離職した者の所得については、所得がないものとして夫婦の所得を算出する。

イ 貸与型奨学金（公的団体又は民間団体より、学生の修学や生活のために貸与された資金をいう。）の返済を現に行っている場合は、所得証明書をもとに算出した夫婦の所得から所得期間内に返済した貸与型奨学金の返済額相当額を控除する。

(4) 申請日において、夫婦いずれも町税等の滞納がないこと。

(5) 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）の規定による住宅扶助や、他の公的制度による家賃に関する補助金等を受けていないこと。

(6) 過去にこの制度に基づく補助金等を受けていないこと。ただし、対象期間内において同一申請者が町内への転居を行う場合で、すでに交付を受けた補助金の額が補助上限に達していないときは、その差額の範囲内での申請に限り、2 回目以降も補助対象とする。

(7) 桂川町暴力団排除条例（平成 22 年桂川町条例第 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員でないこと。

（補助金の額等）

第 4 条 補助金の額は、対象期間に支払った住居費と引っ越し費用を合算した額とし、1 世帯当たりの上限は次のとおりとする。

(1) 夫婦ともに 29 歳以下の世帯 上限 60 万円

(2) (1) 以外の世帯 上限 30 万円

2 前項に規定する補助金の額に 1,000 円未満の端数があるときは、切り捨てるものとし、補助金の額が 1,000 円未満であるときは補助金を支給しないものとする。

（交付申請）

第 5 条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、桂川町結婚新生活支援補助金交付申請書（別記様式第 1 号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 婚姻届受理証明書又は婚姻後の夫婦どちらか一方の戸籍謄本

(2) 夫婦の直近の所得証明書（前年度の 1 月 2 日以降に転入した場合）

(3) 物件の賃貸借見積書又は賃貸借契約書の写し（住居費における賃貸借の場合）

(4) 住宅手当支給証明書（別記様式第 2 号）（住居費における賃貸借の場合）

(5) 住居費及び引っ越し費用の領収書等の写し

(6) 誓約書兼同意書（別記様式第 3 号）

(7) 離職票の写し（離職した場合）

(8) 物件の売買契約書の写し（住居費における購入の場合）

(9) 世帯全員の滞納がないことを証明する書類（納税証明願）

(10) 貸与型奨励金の返還額がわかる書類の写し（貸与型奨学金の返済を行っている場合）

(11) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 町長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助することが適当であると認めるときは、桂川町結婚新生活支援補助金交付決定通知書（別記様式第4号）により申請者に通知するものとする。

（申請書事項の変更及び承認）

第6条 前条第2項の規定により補助金交付の決定の通知を受けた者（以下「補助対象者」という。）は、その申請事項について変更が生じた場合は、速やかに桂川町結婚新生活支援補助金変更交付申請書（別記様式第5号）に、前条第1項各号に掲げる書類のうち、当該変更に係る書類を添えて町長に提出し、承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助することが適当であると認めるときは、桂川町結婚新生活支援補助金変更交付決定通知書（別記様式第6号）により補助対象者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第7条 補助対象者は、第5条第2項又は、前条第2項の通知書を受けた場合は、速やかに桂川町結婚新生活支援補助金交付請求書（別記様式第7号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の補助対象者からの請求書の提出があったときは、確定払いにより補助金を交付するものとする。

（交付決定の取り消し）

第8条 町長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。

(2) 補助金の交付決定に付した条件に違反する行為があったとき。

(3) この要綱に違反する行為があったとき。

（補助金の返還）

第9条 補助対象者は、町長が補助金の交付決定を取り消した場合において、補助金が既に交付されているときは、速やかに当該補助金を返還しなければならない。

（補助金の返還免除）

第10条 町長は、前条の規定にかかわらず、補助対象者から次の各号のいずれかに該当する旨の申出があったときは、補助金の全部又は一部の返還を免除することができる。

(1) 災害、その他自己の都合によらず、やむを得ない事由があるとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、町長が特に必要と認めたとき。

（報告等）

第11条 町長は、補助金の交付前又は交付後にかかわらず、必要があると認めたときは、補助対象者に対して、報告又は書類の提出（以下「報告等」という。）を求めることができる。

2 補助対象者は、前項の報告等を求められたときは、速やかに応じなければならない。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

桂川町長 殿

住 所  
氏 名  
電話番号

印

## 桂川町結婚新生活支援補助金交付申請書

桂川町結婚新生活支援補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

|                 |                       |   |                  |
|-----------------|-----------------------|---|------------------|
| 1               | 婚姻日（婚姻日時点の年齢）         | 年 月 日（夫： 歳 / 妻： 歳）  |                  |
| 2               | 住居費<br>（購入）           | 契約締結年月日   | 年 月 日            |
|                 |                       | 契約金額（A）   | 円                |
|                 | 住居費<br>（賃貸）           | 契約締結年月日   | 年 月 日            |
|                 |                       | 家賃（B）   | 月額 円             |
|                 |                       | 住居手当（C）   | 月額 円             |
|                 |                       | 実質家賃負担額（D）<br>（（B）－（C））×月数  | 月額 円 × ヵ月<br>＝ 円 |
|                 |                       | 入居初期費用（E）<br>※敷金・礼金・仲介手数料   | 円                |
|                 | 引っ越し                  | 引っ越しを行った日   | 年 月 日            |
|                 |                       | 費用（F）   | 円                |
| 合計<br>（A+D+E+F） | 円                     |   |                  |
| 3               | 補助期間<br>※今回補助金を申請する期間 | 年 月から<br>年 月まで _____ 月分   |                  |
| 4               | 公的制度による家賃補助           | 私（申請者）及び世帯全員は、他の公的制度による家賃補助を受けていません。  |                  |
| 5               | 申請者の就業有無              | 夫（ <input type="checkbox"/> 有職 <input type="checkbox"/> 無職） / 妻（ <input type="checkbox"/> 有職 <input type="checkbox"/> 無職）   |                  |
| 6               | 添付書類                  | <input type="checkbox"/> 婚姻届受理証明書又は婚姻後の夫婦どちらか一方の戸籍謄本<br><input type="checkbox"/> 夫婦の直近の所得証明書（前年度の1月2日以降に転入した場合）<br><input type="checkbox"/> 物件の賃貸借見積書又は賃貸借契約書の写し<br><input type="checkbox"/> 住宅手当支給証明書（別記様式第2号）<br><input type="checkbox"/> 住居費及び引っ越し費用の領収書等の写し<br><input type="checkbox"/> 誓約書兼同意書（別記様式第3号）<br><input type="checkbox"/> 離職票の写し（離職した場合）<br><input type="checkbox"/> 物件の売買契約書の写し（住居費における購入の場合）<br><input type="checkbox"/> 世帯全員の滞納がないことを証明する書類（納税証明願）<br><input type="checkbox"/> 貸与型奨励金の返還額がわかる書類の写し<br><input type="checkbox"/> その他（ ） |                  |

## 住宅手当支給証明書

年 月 日

桂川町長 殿

給与等の支払者

所在地

名称

氏名

印

（ 証明書発行担当部課名  
電話番号 ）

下記の者の住宅手当支給状況を次のとおり証明します。

### 記

- 1 対象者 住所：  
氏名：

2 住宅手当支給状況

(1) 支給している。

(2) 支給していない。

※支給内容を記入してください。

|                           |
|---------------------------|
| 対象住宅の所在<br>桂川町大字          |
| 賃貸借契約・引っ越し費用に係るもの<br>円    |
| 家賃に係るもの<br>手当支給開始月 年 月分から |
| 住宅手当月額<br>円               |

### 注意事項

- 住宅手当とは、住宅に関して事業主が従業員に支給するすべての手当等の月額です。
- 住宅手当支給状況については、(1)、(2)いずれかに○印をつけて、支給している場合は、必要事項を記入してください。
- 法人の場合は社印を、個人事業主の場合は代表者印を押印してください。

## 誓約書兼同意書

桂川町長 殿

私は、桂川町結婚新生活支援補助金の交付を申請するにあたり、次の事項を誓約し、同意します。

### 記

- 1 申請日から2年以上桂川町に住民票をおき、生活の本拠地とします。
- 2 賃借（購入）する住宅の所有者は、2親等以内の親族及び姻族ではありません。
- 3 過去にこの制度に基づく補助金の交付を受けていません。  
ただし、対象期間内において同一申請者が町内への転居を行う場合で、すでに交付を受けた補助金の額が補助上限に達していないときは、その差額の範囲内での申請に限り、2回目以降も補助対象とする。
- 4 桂川町暴力団排除条例（平成22年桂川町条例第7号）第2条第2号に規定する暴力団員ではありません。
- 5 所得、住民登録情報、町税等（町民税、軽自動車税、固定資産税、国民健康保険税、水道料金、町営住宅使用料、保育料、奨学資金貸付金（連帯債務を含む））の納入状況、及び生活保護法の規定による住宅扶助の受給状況について町が調査することに同意します。
- 6 申請内容に虚偽があった場合は、補助金を返還します。

年 月 日

《申請者》

住 所 桂川町  
氏名（自署）

印

《申請者の配偶者》

住 所 桂川町  
氏名（自署）

印

# 納税証明願

年 月 日

市町村長 殿

住 所  
氏 名

印

桂川町結婚新生活支援補助金交付申請の添付書類として提出するため、下記について証明願います。

## 記

| 税目                   | 滞納の有無 | 備考     |
|----------------------|-------|--------|
| 市町村民税                | 有 ・ 無 |        |
| 固定資産税<br>(都市計画税を含む。) | 有 ・ 無 | 共有分を含む |
| 軽自動車税                | 有 ・ 無 |        |
| 国民健康保険税 (料)          | 有 ・ 無 |        |

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

印





桂川町結婚新生活支援補助金変更交付申請書

桂川町長 殿

住 所  
氏 名 印  
電話番号

年 月 日付 桂企政第 号で交付決定を受けた標記補助金について、申請事項を変更したいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

|                                   |  |                                 |                  |
|-----------------------------------|--|---------------------------------|------------------|
| 1 変更内容：                           |  |                                 |                  |
| 事業内訳の変更                           | 住居費<br>(購入)  | 契約締結年月日                         | 年 月 日            |
|                                   |  | 契約金額 (A)                        | 円                |
|                                   | 住居費<br>(賃貸)  | 契約締結年月日                         | 年 月 日            |
|                                   |  | 家賃 (B)                          | 月額 円             |
|                                   |  | 住居手当 (C)                        | 月額 円             |
|                                   |  | 実質家賃負担額 (D)<br>((B) - (C)) × 月数 | 月額 円 × カ月<br>= 円 |
|                                   |  | 入居初期費用 (E)<br>※敷金・礼金・仲介手数料      | 円                |
|                                   | 引っ越し   | 引っ越しを行った日                       | 年 月 日            |
|                                   |  | 費用 (F)                          | 円                |
|                                   | 合計<br>(A+D+E+F)  | 円                               |                  |
| その他の変更                            |  |                                 |                  |
| 2 添付書類<br>※変更内容が確認できる書類を添付してください。 | <input type="checkbox"/> 物件の賃貸借見積書又は賃貸借契約書の写し<br><input type="checkbox"/> 住宅手当支給証明書（別記様式第2号）<br><input type="checkbox"/> 住居費及び引っ越し費用の領収書等の写し<br><input type="checkbox"/> 離職票の写し（離職した場合）<br><input type="checkbox"/> 物件の売買契約書の写し（住居費における購入の場合）<br><input type="checkbox"/> 貸与型奨励金の返還額がわかる書類の写し<br><input type="checkbox"/> その他（ ） |                                 |                  |

年 月 日

様

桂川町長

桂川町結婚新生活支援補助金変更交付決定通知書

桂川町結婚新生活支援補助金交付要綱第6条第2項の規定に基づき、以下のとおり結婚新生活支援補助金を交付することを決定しましたのでお知らせいたします。

結婚新生活支援補助（変更）金額 \_\_\_\_\_ 円

○交付の条件

- （1）補助金の申請日から2年以内に桂川町での居住が困難となった場合、速やかに町長に報告してその指示を受けなければならないこと。
- （2）補助金に関する報告及び立入調査について、桂川町から求められた場合には、それに応じなければならないこと。

【問合せ先】

〒820-0696 桂川町大字土居 424-1

桂川町役場企画財政課 企画広報係

電話：0948-65-1085 FAX：0948-65-3424

桂川町長 殿

住 所  
氏 名  
電話番号

印

### 桂川町結婚新生活支援補助金交付請求書

年 月 日付 桂企 第 号で交付額の確定のあった、桂川町結婚新生活支援補助金について、下記のとおり請求します。

記

請求金額 \_\_\_\_\_ 円

**【補助金請求対象期間】**

（ 年 月から 年 月までの 月分）

**【補助金の振込先】**

|       |                  |     |                |
|-------|------------------|-----|----------------|
| 金融機関名 | 銀行・金庫<br>組合・農協   | 支店名 | 本店・支店<br>本所・支所 |
| 預金の種類 | 普通 ・ 当座 ・ その他（ ） |     |                |
| 口座番号  |                  |     |                |
| 口座名義  | (フリガナ)           |     |                |
|       |                  |     |                |

※口座名義については必ず請求者氏名と一致すること。